

オンライン傍聴要領

埼玉県消費生活審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開催日の3日前までに事務局まで申し込みをしてください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者は、会議開催時刻になりましたら、別途案内される傍聴用URLから接続してください。
- (4) 傍聴は、審議会開始後に当日の会議の公開が決定された場合にのみ行うことができます。個人情報の取扱い等を理由として、非公開と決定された部分については傍聴できません。
- (5) インターネット回線や視聴に必要な設備等は御自身で準備してください。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たす必要があります。

ア 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。

イ 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fi等は使用しないこと。

ウ パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反し、かつ事務局からの注意に従わないときは、退室していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴用URL、ID及びパスワードを他の者へ漏らさないこと。
- (2) 他の者を代理で傍聴させないこと。
- (3) 他の者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。
- (4) 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。
- (5) 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

4 その他

- (1) 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性があります。また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、審議会はその責を負いませんので、あらかじめ御了承ください。
- (3) 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がありますので、あらかじめ御了承ください。